

坂町いじめ防止等のための基本方針

目次

はじめに

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの未然防止
- 3 いじめの早期発見
- 4 いじめへの対処
- 5 地域や家庭との連携
- 6 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための取組

- 1 教育委員会が進める取組
- 2 学校が進める取組
- 3 子どもが進める取組
- 4 保護者が進める取組
- 5 町民、関係機関が進める取組

第3 重大事態が生じた場合の対応

- 1 重大事態とは
- 2 報告
- 3 調査機関（「小・中学校いじめ問題調査委員会」）の設置
- 4 調査の実施
- 5 調査結果の提供及び報告
- 6 再調査の実施及び措置
- 7 広島県教育委員会との連携

第4 「坂町いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定

坂町いじめ防止等のための基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある許されない行為である。

また、いじめを受けた児童生徒の家族にも大きな不安を与えるなど、その影響を軽んじることは決してできない。

いじめ問題は、学校、家庭だけでなく、私たちの暮らす社会全体で解決する問題として、子ども達をとりまく社会全体が、「いじめは絶対許さない。」「いじめられている子どもを見つけたら、全力でこの子を守る」という意識を共有しておくことが重要である。

平成 25 年 6 月、国において「いじめ防止対策推進法」が制定された。(以下、「推進法」という)

この「推進法」の趣旨を踏まえ、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決に向けた対策を総合的かつ効果的に進めていくため、ここに「坂町いじめ防止等のための基本方針」を策定した。

第 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「推進法」第 2 条では、「いじめ」をつぎのように定義している。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子ども、どの学校、どの学級でも起こり得る。そのため、より根本的ないじめ問題の解決のためには、全ての児童生徒を対象とする未然防止の観点が必要である。

全ての児童生徒に、自他を大切にできる人権感覚を育て、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが重要です。小さな芽でも見逃さず、いじめではないかと疑うなど、積極的にいじめを認知することが重要である。

4 いじめへの対処

いじめがあることが認められた場合には、直ちに、いじめを受けた児童生徒、いじめを発見し知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、いじめを受けた児童生徒、いじめたとされる児童生徒の保護者に対して、適切に情報提供し、対処に対する理解を得ることに留意する。

5 地域や家庭との連携

坂町全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者や地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等との協議の場を設けるなど、いじめ問題について地域や家庭と連携した対策を推進するなどが考えられる。

6 関係機関との連携

いじめの問題への適切な対応を図るため、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、県教育委員会等）との連携を積極的に進める。

第2 いじめの防止等のための取組

1 教育委員会が進める取組

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けた場合は、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 「礼節」を基本とする教育を積極的に推進し、いじめ防止に向けて児童生徒、家庭や地域への啓発を行う。

2 学校が進める取組

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針（学校方針）を定めるとともに、いじめ防止校内委員会を設置し、全ての教育活動を通じて、児童生徒が安心して生活できる学校づくりに努める。
- (2) 「礼節」を基本とする教育活動を推進し、児童生徒が主体となっていじめのない学校生活の実現に向けた実践意欲を育てる。
- (3) いじめは、どの児童生徒、どの学校、どの学級でも起こり得ることを強く意識し、日頃からいじめ被害などの児童生徒の悩みを汲み取り、いじめは許されない行為であることを児童生徒に指導するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて保護者、地域や関係機関と連携を進める。
- (4) いじめは絶対許さないこと、いじめを受けている児童生徒を全力で守ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口の設置、児童生徒、保護者に対する定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて、児童生徒一人ひとりの状況把握に努める。

3 子どもが進める取組

- (1) 「礼節」を身につけるとともに、他者に対する思いやりの心を育て、自分から進んでいじめのない学級、学校づくりに努める。
- (2) いじめを受けたときや、いじめを見つけたときには、一人で悩まず、周囲の大人に相談するなど、積極的に助けを求める。

4 保護者が進める取組

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめ問題の根絶をめざし、互いに協力しながら取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

5 町民、関係機関等が進める取組

- (1) 町民は、坂町の子どもが安心して過ごすことができるような環境づくりに努める。
- (2) 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる時は、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長できるよう、相互に連携していじめの根絶に努める。

第3 重大事態が生じた場合の対応

1 重大事態とは

「推進法」で示されている「生命、心身又は財産に重大な被害」について、例えば、いじめを受けたと考えられる児童生徒が、

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などが想定される。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。学校または教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告、調査に当たる。

2 報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告する。

3 調査機関（「小・中学校いじめ問題調査委員会」）の設置

教育委員会は、その事案が重大事態と判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための機関として、「小・中学校いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」という）を設置し、調査に当たる。

調査委員会は、重大事案発生校のいじめ防止対策委員会、保護者代表、学校関係者評価委員、教育委員会事務局職員、その他必要に応じた者で構成する。

4 調査の実施

調査委員会は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にするなど、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校や教育委員会は、調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。なお、調査の実施にあたっては、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月1日文科科学大臣決定）に示された留意事項等を参考に、個人のプライバシーへの配慮等に留意する。

5 調査結果の報告及び提供

調査委員会は、調査結果をとりまとめ、教育委員会、町長に報告するとともに、当該いじめ事案により重大事態に至った児童生徒の保護者に適切に情報提供する。なお、保護者への情報提供にあたっては、個人情報保護の観点から、その取扱について保護者に十分な配慮を求める。

6 再調査の実施及び措置

町長は、調査委員会からの報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を実施する。再調査には、町長の要請を受け設置する「坂町いじめ問題調査委員会」（以下、「再調査委員会」）がこれに当たる。

再調査委員会は、学識経験者や弁護士等の専門知識や経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を委員長とし、町内各小・中学校の校長及び生徒指導担当者、保護者代表、教育委員会事務局職員、その他必要に応じた者で構成する。

町長は再調査の結果の報告を受け、必要な措置を講じる。

7 広島県教育委員会との連携

学校及び教育委員会は、重大事態の発生から、再発防止の取組に至るまでの過程において、広島県教育委員会と連携を図り、必要な助言を受けるよう努める。

第4 「坂町いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定

この方針は、坂町教育委員会ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。